

奈良県告示第百六十三号

大和都市計画公園を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画公園五・五・一号大 湊池公園	奈良市中山町西一丁目、登美ヶ丘一丁目、 登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘四丁目、登美 ヶ丘六丁目、大湊町及び二名東町の各一 部

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課及び奈良市都市整備部都

市計画課

三 縦覧期間

令和四年八月二十三日から同年九月六日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の
要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てと
し、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課に令和四年九月六日ま
でに必着するよう提出すること。